

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年9月14日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200148号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200020号

第1 結論

平成13年4月及び同年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年4月及び同年5月

私は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について、具体的には記憶していないが、郵送されてきた納付書の国民年金保険料は全て納付したはずなので、請求期間についても納付しているはずである。調査の上、請求期間の記録を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、納付金額及び納付場所の具体的な記憶はないが、郵送されてきた納付書の国民年金保険料は全て納付したはずなので、当該期間についても納付しているはずである旨主張している一方で、実家であるA市に居住していた期間(請求期間を含む請求者が20歳になった平成12年*月から平成16年3月までの期間)の国民年金保険料は、請求者の父親が納付していたかもしれない旨陳述している。

しかしながら、請求者の父親に国民年金保険料の納付に関する記憶はなく、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の状況は不明である。

また、A市は、保存期間経過のため、請求期間における請求者の国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は保有していない旨回答している。

さらに、請求者には基礎年金番号(*)が付番されているところ、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記基礎年金番号とは別の基礎年金番号が付番されていたことを確認することはできない。

加えて、平成9年1月以降は、基礎年金番号制度が導入され、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じる可能性は低い。

なお、請求者に係るオンライン記録により確認できる請求期間直後の国民年金保険料の納付

日は、平成 15 年 7 月 29 日であり、当該納付日に平成 13 年 6 月から平成 14 年 3 月までの期間を一括して過年度納付していることが認められるが、当該納付日時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200149号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200021号

第1 結論

昭和51年*月から昭和53年3月までの請求期間、昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間、昭和57年8月及び同年9月の請求期間、昭和62年4月から同年10月までの請求期間、昭和63年4月から同年6月までの請求期間並びに平成2年9月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和51年*月から昭和53年3月まで
② 昭和56年4月から昭和57年3月まで
③ 昭和57年8月及び同年9月
④ 昭和62年4月から同年10月まで
⑤ 昭和63年4月から同年6月まで
⑥ 平成2年9月

私が20歳のとき、母から、私の国民年金について、母が加入手続を行い国民年金保険料を納付した旨の話を聞いた。

私は、昭和57年10月に厚生年金保険に加入するまでフリーランスとして働いていたため、請求期間①、②及び③を含む国民年金の加入期間の国民年金保険料は、母にお願いして納付していた。請求期間④、⑤及び⑥に係る国民年金保険料についても、母にお願いして納付していたか、私自身が納付していたかは覚えていないが、保険料を未納のままにしていたとは思えないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求者の母親が国民年金の加入手続を行い、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していた旨主張しているところ、請求者に係る国民年金手帳の記号番号「*」(以下「国民年金番号」という。)については、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金番号の前後の国民年金番号が付与された任意加入被保険者の資格取得年月が、いずれも昭和53年4月であることから、請求者の国民年金の加入手続は同年4月頃に行われ、上記国民年金番号が払い出されたものと推認でき、請求者が20歳であった昭和51年頃に請求者の母親が国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

2 請求期間①、②及び③については、社会保険事務所（当時）が作成した請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、国民年金保険料が納付されていた場合、納付を示す表記（㊸、㊹）が記録されるどころ、請求者においては、当該期間は「保険料に関する記録」欄が空欄となっている。

また、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者収滞納一覧表によると、国民年金保険料が納付されていた場合、納付を示すコード（数字）が記録されるどころ、請求期間②及び③は「収納状況」欄が空欄、「収納累計額」欄は請求期間②（昭和56年度に該当）が「0円」、請求期間③（昭和57年度に該当）は「20,880円」（平成57年度における4か月分の国民年金保険料額に相当し、記録上、昭和57年4月から同年7月までの期間は納付済み。）と記録されており、オンライン記録と一致している。

3 請求期間④、⑤及び⑥については、請求期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を取得又は喪失したときは、住民登録をしている市区町村において国民年金の被保険者資格の取得又は喪失に係る手続を行わなければならないが、請求者は、手続を行ったかどうか分からない旨陳述しており、当該請求期間の国民年金保険料の納付についても、母親が行ったか請求者自身が行ったか分からない旨陳述している。

また、請求者に係るオンライン記録によると、当該請求期間は、請求者が平成5年6月26日に国民年金の被保険者資格を再取得したことに伴い、同年7月27日の処理により、これまで未加入であった当該期間について国民年金の被保険者資格の取得日及び喪失日の記録がそれぞれ追加されたことが確認でき、当該処理時点において、当該請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

4 請求者に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする請求者の母親は、高齢のため、加入手続及び納付等について陳述を得ることができず、当時の状況は不明である。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける氏名検索による調査を行ったが、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。